

daily コラム

2024年5月15日(水)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

事業再構築補助金 ～審査項目～

審査項目に即した事業計画書の作成

応募審査では本補助金の趣旨に沿った事業計画を策定しているか確認し、評価の高いものから補助金交付候補者として採択されます。そのため、審査項目に即した計画を作成する必要があります。それらを3～4名の外部の有識者によって厳格な審査を行っています。

補助対象事業としての適格性

- ①補助事業終了後3～5年で付加価値額を年平均成長率 5.0%以上の増加等を達成する取組みであるか。
- ②事業再構築指針（国内回帰又は地域サプライチェーン維持・強靱化）に沿った取組みであるか。

新規事業の有望度

- ①補助事業で取り組む新規事業が、自社がアプローチ可能な範囲の中で、継続的に売上や利益を確保できるだけの規模を有しているか。
- ②成長が見込まれる市場か。
- ③補助事業で取り組む新規事業が、自社にとって参入可能な事業であるか。競合分析を実施した上で、顧客ニーズを基に、競合他社と比較して、自社に明確な優位性を確立する差別化が可能か。

事業の実現可能性

- ①事業化に向けて、中長期での補助事業の課題を検証できているか。
- ②事業化に至るまでの遂行方法、スケジュールや課題の解決方法が明確かつ妥当か。
- ③最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。金融機関等からの十分な資金の調達が見込めるか。

公的補助の必要性

- ①川上・川下への経済波及効果が大きい事業や社会的インフラを担う事業、新たな雇用を生み出す事業など、国が補助する積極的な理由がある事業はより高く評価。
- ②補助事業として費用対効果（補助金の投入額に対して増額が想定される付加価値額の規模、生産性の向上、その実現性、事業の継続可能性等）が高いか。
- ③先端的なデジタル技術の活用、新しいビジネスモデルの構築等を通じて、地域やサプライチェーンのイノベーションに貢献し得る事業か。



これらのことを
記載しないと、採
択されないんだ
ね！